

国民年金保険料の控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、納付された全額が社会保険料控除の対象になり、年末調整や確定申告の際に1年間の納付額を申告することにより税の控除が受けられます。

このため日本年金機構本部から、納付された国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。

年末調整、確定申告および住民税の申告の手続きの際は、この控除証明書や領収証書を必ず添付してください。

■送付時期

・令和5年1月1日～10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方は10月下旬から11月上旬にかけて順次発送
 ・令和5年10月3日以降に今年はじめに国民年金保険料を納付された方は翌年の2月上旬

■問い合わせ

日本年金機構
 ☎0570(003)004
 ※050ではじまる電話の場合
 ☎03(6630)2525

令和6年版

山口県民手帳を販売します

山口県勢や日常生活に役立つ情報満載。スケジュール帳や日記帳にご活用ください。

■サイズ 縦14cm×横8cm

■価格 660円(税込)

■取扱期間

令和6年1月末まで

■取扱窓口

政策企画課(大島庁舎、久賀・東和・橘の各総合支所出張所(コンビニエンスストアや書店でも購入できます))

■問い合わせ

政策企画課広報情報統計班
 ☎0820(74)1007

ワンテーマデイスカッションを開催しています

町民の皆さんが積極的に町政運営に参画する仕組みとして、町長自らが町民の皆さんのところに出向き、自由な雰囲気の中でひざを交えて話し合いを行い、町民の「声」を聴く意見交換会「町長と意見交換会(ワンテーマデイスカッション)」を実施しています。地域の方で、5～10人程度の参加が見込まれる団体が対象です。団体を構成してない

場合でも、代表者(自治会長さん等)を決めて申し込むことができます。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

政策企画課広報情報統計班
 ☎0820(74)1007

11月11日～17日は

山口県同和問題啓発週間

「部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)」が、平成28年12月16日付で施行されています。

この法律は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、差別のない社会の実現を目指す法律です。

山口県では11月11日から17日までを同和問題啓発週間としています。この機会に、同和問題に対する正しい理解と認識を深めましょう。

■問い合わせ

町では、引き続き、町民一人一人の人権が尊重された心豊かな地域社会の実現をめざして、町民一人一人が同和問題に対する正しい理解を深め、

主体的に取り組むことができよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動の推進に努めます。

■問い合わせ

福祉課民生福祉班
 ☎0820(77)5505

11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

暴力は、その対象の性別や被害者・加害者の関係性を問わず決して許されるものではありません。特に、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動をきっかけに暴力や人権尊重について考えてみませんか。

■問い合わせ

政策企画課地域振興班
 ☎0820(74)1007

11月は

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」

「あなたしか気づいてないかもそのサイン」
 (最優秀標語作品・こども政策担当大臣賞)

オレンジリボン運動とは「こども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動で、オレンジリボンはそのシンボルマークです。オレンジ色はこどもたちの明るい未来を表しています。

- 虐待かもと思ったら。
- ご自身が出産や子育てに悩んだら。
- 子育てに悩む親がいたら。
- 一人で抱え込まずに、気軽にご連絡、ご相談ください。

●問い合わせ

○児童相談所
 (全国共通3桁ダイヤル)
 ☎189 (地域の児童相談所につながります)

○福祉事務所・家庭児童相談室(福祉課内)
 ☎0820(77)5505

